日付

プロジェクト ASAF 対応

項目

IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビュー (入手したフィードバックを踏まえた優先順位付け)

本資料の目的

- 1. 2014 年 9 月の会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 会議において、IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューに対するフィードバックを踏まえた今後の対応等について、ASAF メンバーによる意見交換が行われた。本日の企業会計基準委員会においては、本件に関する IASB によるその後の審議状況、及び当委員会による取組みについてご説明をさせていただく。
- 2. 国際会計基準審議会 (IASB) は、2014 年 12 月会議において、IFRS第 3 号 「企業結合」の適用後レビュー (PIR) に関して、次の点について議論することを予定している¹。
 - (1) 市場関係者からのフィードバック及び学術論文に関する議論
 - (2) 入手したフィードバックを踏まえた今後の取組みについての優先順位付け
- 3. 本資料は、前項のうち(2)に関して、IASBスタッフにより作成されたペーパー(以下「本ペーパー」という。)の内容をご説明するとともに、企業会計基準委員会の委員より、ご意見を頂くために作成したものである²。

本ペーパーの概要

本ペーパーの位置づけ

- 4. 本ペーパーは、IFRS 第 3 号の PIR へのフィードバックにおいて示された最も重要な分野と、IASB が IFRS 第 3 号の PIR においてフォローアップを検討すべき分野を特定することを目的としたものである。
- 5. 本ペーパーでは、次の事項を検踏まえ、IFRS 第3号のPIR において重点分野を分類しており、当該重点分野は、IFRS 第3号のPIR のフィードバック・ステートメントにおいて「フォローアップすべき重点分野」とする予定である。

¹ 但し、2014年12月のIASB会議において、暫定決定を行うことは予定されていない。

² IASB 会議における審議の模様については、口頭による説明を予定している。

- (1) PIR において市場関係者から示されたフィードバック
- (2) 学術論文のレビュー結果

IFRS 第3号の PIR において識別した重点分野

- 6. コメントレター及びアウトリーチにより、次の分野が重点分野として識別されて いる。
 - (1) 事業の定義の適用
 - (2) 無形資産 (例えば顧客関係やブランド名) の識別と公正価値測定
 - (3) 条件付対価及び偶発負債の公正価値測定
 - (4) 負ののれんの純損益での認識
 - (5) のれんの事後の会計処理(減損なのか償却及び減損なのか)
 - (6) のれんの減損テスト
 - (7) 非支配持分の測定
 - (8) 段階取得及び支配の喪失の会計処理の有用性
 - (9) 被取得企業の事後の業績に関する情報
 - (10) プロフォーマ情報(前年度の比較情報)
 - (11)条件付対価に関する事後の会計処理
 - (12)従業員となる売却株主に対する条件付支払の会計処理(対価か報酬か)

スタッフによる分析

重点分野を優先順位づける規準

- 7. IFRS 第3号のPIRにおいて、特に、次の点について、フィードバックが示された。
 - (1) IFRS 第3号が、財務諸表利用者に有用な情報を提供しているかどうか
 - (2) IFRS 第 3 号に適用上の課題があるため、結果として、要求事項の首尾一貫した適用が損なわれている分野があるか
 - (3) 当該基準の要求事項に準拠した財務諸表の作成、監査若しくは執行の際、又は当該基準によって提供される情報を利用する際に、予想外のコストが生じているか

- 8. 上記に加え、次の点にも留意している。
 - (1) IFRS 第 3 号と米国財務会計基準審議会 (FASB) による 基準書 (SFAS) 第 141 号 (改訂)「企業結合」は、コンバージェンスされた基準である。
 - (2) ASAF メンバーは、概ね米国会計基準とのコンバージェンスを維持することを 支持しており、IFRS 第3号を修正する場合には、FASBと議論することを提案 している。
 - (3) IFRS 諮問会議は、IASB にコンバージェンスを維持すること、及び、このため に ASAF を活用することを促している。
 - (4) FASB の監視機関である財務会計財団 (FAF) は、2013 年 5 月に SFAS 第 141 号の PIR を完了し、FASB は次のプロジェクトをアジェンダに追加している。
 - ① 事業の定義の明確化
 - ② 公開企業及び非営利組織に対するのれんの会計処理 (FASB スタッフは、 仮にのれんを償却した場合に最も適切な耐用年数を特定すること、減損 テストの簡素化に重点を置き、のれんの償却に関するリサーチを行って いる)
 - ③ 公開企業及び非営利組織に対する識別可能な無形資産の会計処理(特に 顧客関係及び競合禁止契約(non-compete agreement)に重点を置き、特 定の無形資産をのれんに含めるべきかどうかを評価する予定である。)
- 9. 重点分野の重要性を評価に当たっては、次の事項が規準とされている。
 - (1) 投資者 (CMAC を含む) は、現行の要求事項によってもたらされる情報の有用 性について懸念を有しているか
 - (2) 作成者 (GPF を含む)、監査人又は執行者は、現行の要求事項の適用に関して 懸念を有しているか
 - (3) 重点分野は、ASAF によって提案された論点に含まれているか
 - (4) 重点分野は、SFAS 第 141 号(改訂)の PIR に関する FAF のレポート又は FASB のアジェンダに含まれているか

入手した情報の分析

10. 次の表において、上述の規準を用いて、重点分野を評価している。

重点分野	投資者は懸 念を有して いるか	作成者、監 査人又は 執行者は懸 念を有して いるか	ASAF によ って提案 された重 点分野か	FAF のレポー ト又は FASB のアジェンダ の重点分野か	重要性の 評価
事業の定義の適用に関する課題	該当なし	はい	はい 優先順位 一高	はい FASB のアジェ ンダ及び FAF のレポート	中/高
無形資産(例 えば顧客関係 やブランド 名)の識別と 公正価値測定	さまざまな 見解	はい	優 先 順 位 一中	はい FASB のアジェ ンダ及び FAF のレポート	中/高³
条件付対価及 び偶発負債の 公正価値測定	いいえ	はい	優先順位 一低	はい FAFのレポート	中
負ののれんを 純損益で認識 することの有 用性	重要な懸念を有していない。	該当なし	優先順位 一低	いいえ	短期又は中 期ではフォ ローアップ しない
のれんの事後の会計処理(減損なのか償却及び減損なのか)	さまざまな 見解	はい	はい 優先順位 -高	はい FASB のアジェ ンダ	特に高い
(のれんの) 減損テストの 非有効性及び	はい	はい	はい優先順位	はい FASB のアジェ	特に高い

-

³ 我々の見解では、このプロジェクトは、のれんの事後の会計処理に関連しているため、優先順位が高いプロジェクトである。

重点分野	投資者は懸 念を有して いるか	作成者、監 査人又は 執行者は懸 念を有して いるか	ASAF によ って提案 された重 点分野か	FAF のレポー ト又は FASB のアジェンダ の重点分野か	重要性の 評価
複雑性			一語	ンダ	
非支配持分の測定	投行関肢で好にさ見資のすをいすつま解は定選持い。方でまがずのまがあるいざめのかがある。	はい	優 先 順 位	FAF は、SFAS 第 160 号「連結財 務諸表におけ る非支配持分」 をレビューし ている。	低
段階取得及び 支配の喪失の 会計処理の有 用性	はい	該当なし	優 先 順 位 一中	はい FAFのレポート	中
被取得企業の 事後の業績に 関する情報	投資者は当 該開示を求 めている。	はい 当該開示を 行うことは 困難である。	優 先 順 位 一低	いいえ	低
プロフォーマ 情報(前年度 の比較情報)	投資者は当 該開示を求 めている。	はい 当該開示を 行うことは 困難である。	優 先 順 位 一低	いいえ	低
条件付対価に 関する事後の 会計処理の有 用性	さまざまな 見解	はい	優 先 順 位 一中	いいえ	中

重点分野	投資者は懸 念を有して いるか	作成者、監 査人又は 執行者は懸 念を有して いるか	ASAF によ って提案 された重 点分野か	FAF のレポー ト又は FASB のアジェンダ の重点分野か	重要性の 評価
従業員となる 売却株主に対 する条件付支 払に関する会 計処理	該当なし	はい	優先順位 一低	いいえ	短期又は中 期ではフォ ローアップ しない

学術論文の結果

のれんからの無形資産の区分認識

- 11. PIR のフィードバックでは、識別可能な無形資産の区分認識について、利用者から 様々な見解が示されている。
- 12. 他方、学術論文では、識別可能な無形資産は価値関連性(value relevant)があることが示されている。また、IFRS の適用により、以前の各国の会計基準より目的適合性 (relevant) が高まったとする学術論文もある。このため、学術論文は、IFRS 第 3 号のアプローチに一定の支持を示している。但し、便益の程度は、国によって異なる。

のれんの非償却

- 13. PIR のフィードバックでは、のれんの非償却について、利用者からは様々な見解が 示されている。
- 14. 他方、一部の学術研究では、IFRS 第 3 号に従って測定されたのれんは価値関連性があることが示されている。また、減損損失の認識は、有用な情報を提供していると結論づけている学術論文もある。さらに、償却及び減損アプローチと減損のみのアプローチを比較している論文では、減損のみのアプローチの方が有用であると結論づけられていることが多い。
- 15. 学術証拠では、経営者は、減損損失の認識にあたって経営者の有利になるように 裁量を用いていることが指摘されている。しかし、減損は株価との関連があるた め、経済実態を反映していると結論づけている学術論文もある。

スタッフによる提案

- 16. 入手した情報の分析に基づくと、IASB が検討すべき最も重要性の高い重点分野は、 次の分野であると考える。
 - (1) のれんの減損テストの非有効性及び複雑性
 - (2) <u>のれんの事後の会計処理</u> (減損のみのアプローチか、償却及び減損アプローチか)
- 17. 学術研究では、現行の要求事項は価値関連性があることが示されている。しかし、 我々は、次の理由により、のれんの事後の会計処理は、重要性の高い重点分野で あると考えている。
 - (1) 多くの市場関係者が IASB にこの項目を再検討するよう求めていること
 - (2) のれんの事後の会計処理は FASB のアジェンダに含まれており、FASB のスタッフはのれんの償却についてリサーチを行っていること
- 18. IASB がフォローアップすべき他の重要性のある重点分野は、次の分野であると考える。
 - (1) 事業の定義の適用に関する課題
 - (2) 無形資産(例えば顧客関係やブランド名)の識別と公正価値測定
- 19. 本資料の第7項に記載したとおり、FASB はこれらの項目をアジェンダに追加している。したがって、学術研究では、現行の要求事項は価値関連性があることが示されているものの、IASB は、無形資産の識別及び測定を検討すべきと考えられる。
- 20. 次の表では、重要性の評価に基づいて、重点分野を 5 つのグループに分類している。

重点分野	重要性の 評価	考えられる次のステップ
のれんの減損テストの 非有効性及び複雑性	特に高い	IAS 第 36 号「資産の減損」のレビューを 行う(IAS 第 36 号は米国会計基準とコン バージェンスがなされていない)。減損モ デルの改善を検討する。特に、簡素化する 範囲を検討する。

重点分野	重要性の 評価	考えられる次のステップ
のれんの事後の会計処理(減損のみのアプローチか、償却及び減損アプローチか)	特に高い	FASB と作業を行う。FASB は、のれんの耐用年数をどのように特定すべきかに重点を置き、償却及び減損アプローチを調査している。
事業の定義の適用に関 する課題	中/高	FASB と作業を行う。FASB は、事業の定義 の明確化の分析と関連する適用ガイダン スに重点を置いている。
無形資産(例えば顧客 関係やブランド名)の 識別と公正価値測定	中/高	FASB と作業を行う。FASB は、特定の無形 資産(例えば顧客関係)をのれんに含める べきかどうかについて分析を行っている。
条件付対価に関する事後の会計処理の有用性	中	更なる分析を行う。 一部の者は、特定の状況において、条件付対価の公正価値の変動を、取得した資産に含めて認識するかについて調査することを提案している。
条件付対価及び偶発負 債の公正価値測定	中	更なる分析を行う。 一部の者は、条件付対価及び偶発債務は、 信頼性をもって測定可能である場合に限 って認識すべきかどうかについて調査す ることを提案している。
段階取得及び支配の喪失の会計処理の有用性	中	更なる分析を行う。 一部の参加者は、再測定による利得を OCI で認識すべきかどうかについて調査することを提案している。

重点分野	重要性の 評価	考えられる次のステップ	
非支配持分の測定	低	更なる分析を行う。 一部の参加者は、非支配持分の測定を全ての企業結合に対する会計方針の選択とすべき(すなわち、取引ごとの選択とすべきではない)かについて調査することを提案している。	
被取得企業の事後の業 績に関する情報	低	更なる分析を行う。例えば、当該情報の作 成はどの程度実務上可能かについて調査 を行う。	
プロフォーマ情報(前年度の比較情報)	低	更なる分析を行う。例えば、当該情報の作 成はどの程度実務上可能かについて調査 を行う。	
負ののれんを純損益で 認識することの有用性	短期又は中期ではフォローアップしない。		
従業員となる売却株主 に対する条件付支払に 関する会計処理	短期又は中期ではフォローアップしない。		

ASBJによる対応

- 21. 当委員会では、のれんの会計処理について、これまでの意見発信を踏まえつつ、 次の対応を行っており、今後、これをベースとして、IASB、FASB、その他の会計 基準設定主体者等に対して、国際的な意見発信を行っていくことを予定している。
 - (1) EFRAG、イタリアの会計基準設定主体と共同して、2014年7月に公表したディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいのかーのれんの会計処理及び開示」に寄せられたフィードバック (IASB スタッフがレビュー対象とした学術論文に対して寄せられたコメントも含む)を踏まえてフィードバッ

ク文書を公表すること

- (2) これまで示されたフィードバックを踏まえ、のれんの会計処理に関する主要論点(のれんの償却期間等)について調査を進めること
- (3) 調査結果等について、IASB スタッフ等と適宜、情報交換や意見交換を行うこと

ディスカッション・ポイント

IFRS 第3号「企業結合」適用後レビューに関する IASB による 審議状況、及び、ASBJ による取組みについて、ご質問やご意 見があれば頂戴したい。

以上